**第２期医療費適正化計画における**

**「医療費に及ぼす影響の見通し」と実績値について**

１　医療費推計の設定条件

**(1) 住民の健康の保持の推進に関する事項**

メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率(20年度比)を25％以上とすることによる影響を見込む。

　（条件設定の考え方）

・国から示された将来推計ツールに基づいて、医療費に及ぼす影響額を算定する。

・平成29（2017）年度までの大阪府のメタボリックシンドローム該当者及び予備群の各年度の減少者数を設定する。

（平成20（2008）年度比で25％減少による減少者数を算定する）

・メタボリックシンドローム該当者及び予備群と非該当者では、8～10万円／年の医療費の差があることから、両者の医療費の差が９万円であると仮定し、これに減少者数を乗じることにより、医療費に及ぼす影響額を推計する。

**(2) 医療の効率的な提供の推進に関する事項**

平均在院日数を28.5日にすることによる影響を見込む。

　（条件設定の考え方）

・国から示された将来推計ツールに基づいて、医療費に及ぼす影響額を算定する。

・大阪府の平成29（2017）年度の平均在院日数の目標値（28.5日）と平成23年度の平均在院日数（29.3日）の見込みとを比較して、変動率を算定する。

・平均在院日数の減少に伴い入院医療が機能強化されて増加する医療費の変動率を-0.61と設定する。

・平均在院日数の減少に伴い効率化されて減少する医療費の変動率を0.41と設定する。

２　医療費に及ぼす影響額（試算）と実績値

大阪府の国民医療費に及ぼす影響の見通しと実績値　　　　（億円）

